

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）審査基準

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成 18 年厚生労働省告示第 65 号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあっては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。
- 2 患者やその家族の要望に応えて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあっては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

 - (1) 耳鼻咽喉科に関する医療を担当する医療機関にあってはオージオメーター及び防音室を有していること。
 - (2) 口腔に関する医療を担当する医療機関にあっては、指定自立支援医療を主として担当する者が歯科医師である場合には、耳鼻咽喉科、麻酔科等の医師によるチーム編成ができるような体制の整った医療機関であること。
 - (3) 整形外科に関する医療を担当する医療機関にあっては、後療法の設備を有していること。
 - (4) 心臓血管外科に関する医療を担当する医療機関にあっては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。
 - (5) 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあっては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植後の抗免疫療法を担当する医療機関にあっては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

 - (6) 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあっては、血液浄化療法に関する機器並びに専用のスペースを有していること。
 - (7) 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあっては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置(機器)を備えていること。
 - (8) 小腸に関する医療を担当する医療機関にあっては、在宅中心静脈栄養法を実施する保健医療機関であり、緊急事態に対応できるような体制がとられていること。
 - (9) 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあっては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」(平成 20 年厚生労働省告示第 63 号) で定める生体部分肝移植術に関する

る施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあっては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

(10) 歯科矯正に関する医療を担当する医療機関にあっては、頭部X線規格写真撮影装置及びパントモ撮影装置を有していること。

(11) 免疫に関する医療を担当する医療機関にあっては、各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。

(12) 薬局にあっては、次の要件を満たすものであること。

ア 指定について、各都道府県薬剤師会の推薦を得ることが望ましい。なお、推薦のない場合については、身体障がい者に配慮した設備構造である写真（入口付近、局内）を添付すること。

イ 複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、3年以上の調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。

ウ 通路、待合室など、身体障がい者に配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあっては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に3年以上の調剤実務経験のある薬剤師を有しているものであること。また、通路、待合室など、身体障がいに配慮した設備構造等が確保されていること。

(13) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）にあっては、原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。なお、職員の数は次に定めるとおりとする。

ア 訪問看護を行う事業所（以下訪問看護ステーション）の看護職員の勤務延時間数を当該訪問看護ステーションにおいて常勤の看護職員が勤務すべき時間数で除して得た数が2.5以上となる数。

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問看護ステーションの実情に応じた適當数を配置すること。

ウ 看護職員のうち一名は、常勤でなければならない。

3 病院及び診療所にあっては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 当該医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

(2) それぞれの医療の種類の専門科目につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさすものであること。

なお、専門科目に関する学位を取得している場合は、相応の研究を経たものとして6月以内を加算し得ること。

また、腎臓に関する医療の場合、専門科目とは内科、小児科、循環器科、外科、泌尿器科又は麻酔科をいい、病理学、生理学等の基礎医学又は産婦人科等地の診療領域に関する科目は除くものであること。

(3) 中枢神経、心臓脈管外科、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあっては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても審査し、要件とすること。

ア 中枢神経系に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

イ 心臓脈管外科に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

ウ 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

エ 腎臓に関する医療

(ア) 適切な医療機関において人工透析に関する研修又は財団法人日本腎臓財团が行う透析療法従事職員研修を受けていること。

(イ) 血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

オ 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

カ 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

キ 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

ク 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

(4) それぞれの医療の分野における関係学会に加入していること。

ア 眼科に関する医療を担当する医師については、日本眼科学会会員であり、かつ、その認定専門医であること。

イ 耳鼻咽喉科に関する医療を担当する医師については、日本耳鼻咽喉科学会会員であり、かつ、その認定専門医であること。

ウ 口腔に関する医療を担当する医師又は歯科医師については、日本口腔・咽頭科学会、日本口腔科学会、日本口腔外科学会のいずれかの会員であり、それに関する発表、又は原著を有する者、若しくはそれに関する臨床経験実績を有する者であること。

エ 整形外科に関する医療を担当する医師については、日本整形外科学会会員であり、かつ、その認定専門医であること。

オ 形成外科に関する医療を担当する医師については、日本形成外科学会会員であり、かつ、その認定専門医であること。

カ 中枢神経に関する医療を担当する医師については、小児科医師の場合は、日本小児科学会会員であり、かつ、その認定専門医であること。

キ 脳神経外科に関する医療を担当する医師については、日本脳神経外科学会会員であり、かつ、その認定専門医であること。

ク 腎臓に関する医療を担当する医師については、日本腎臓学会、日本人工臓器学会、日本透析医学会及び日本泌尿器学会のうち、いずれかひとつの会員であること。

ケ 小腸に関する医療を担当する医師については、日本消化器病学会、日本消化器外科学会、日本外科代謝栄養学会、日本静脈経腸栄養学会及び日本消化吸收学会のうち、いずれかひとつの会員であること。

コ 歯科矯正に関する医療を担当する歯科医師については、日本矯正歯科学会及び日本口蓋裂学会会員であること。